

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月22日
【会社名】	株式会社くふうカンパニー
【英訳名】	Kufu Company Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役 穂田 誉輝
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】	03-6435-1687
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役 菅間 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】	03-6264-2323
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役 菅間 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,816,357,211円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年12月22日付で第2期有価証券報告書(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)及び臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年11月14日付で提出した有価証券届出書並びに2023年12月11日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当該有価証券報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するとともに、添付書類の差替え及び削除を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度にかかる有価証券報告書を提出したことに伴い、2023年11月14日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

(添付書類の削除)

2023年9月期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)の連結業績の概要

自己株券買付状況報告書(2022年12月1日から2022年12月31日まで)

自己株券買付状況報告書(2023年3月1日から2023年3月31日まで)

自己株券買付状況報告書(2023年4月1日から2023年4月30日まで)

自己株券買付状況報告書(2023年5月1日から2023年5月31日まで)

自己株券買付状況報告書(2023年6月1日から2023年6月30日まで)

自己株券買付状況報告書(2023年7月1日から2023年7月31日まで)

自己株券買付状況報告書(2023年11月1日から2023年11月30日まで)

自己株券買付状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

第三部【参照情報】

(訂正前)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第1期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)2022年12月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度第2期第1四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

2023年2月14日関東財務局長に提出

(2) 事業年度第2期第2四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

2023年5月15日関東財務局長に提出

(3) 事業年度第2期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2023年8月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年12月11日)までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年12月23日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年2月14日に関東財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年5月15日に関東財務局長に提出

(4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2023年5月15日に関東財務局長に提出

(5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年5月15日に関東財務局長に提出

(6) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2023年5月31日に関東財務局長に提出

(7) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月12日に関東財務局長に提出

(8) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月20日に関東財務局長に提出

(9) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年7月14日に関東財務局長に提出

(10) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月17日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の2022年12月23日付有価証券報告書の訂正報告書)を2023年1月16日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年12月11日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書の訂正届出書提出日(2023年12月11日)現在において、変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第2期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)2023年12月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年12月22日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年12月22日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年12月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書の訂正届出書提出日(2023年12月22日)現在において、変更の必要はないと判断しております。